

要求概念の定義, および要求の態度

大森晃[†]

ohmori@ms.kagu.tus.ac.jp

WWW上の日本語ウェブページは、諸種の物事に関する情報を多数発信している。それらの情報のなかには、諸種の物事に対する要求も含まれている。要求の情報源としてWWWを利用するためには、日本語ウェブページからの要求抽出、より正確に言えば、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出が重要な課題になる。この課題の克服に近づくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、「文から要求を抽出するための言語学的基礎論」を整えていく必要がある。本論文では、そのような言語学的基礎論の設定に向けて以下の(1)と(2)を与えた。

- (1) 文レベルでの要求概念の定義。
- (2) 所与の文が要求を表現しているか否かを判別するために必要な言語学的知識。

A Definition of the Concept of Requirement, and Mental Attitudes of Requirement

AKIRA OHMORI[†]

ohmori@ms.kagu.tus.ac.jp

Japanese web pages in the WWW transmit many pieces of information about a variety of things. Those pieces of information include requirements to a variety of things. In order to use WWW as the information source of requirements, it becomes an important problem to extract requirements from Japanese web pages, more precisely saying, to extract requirements from sentences described in Japanese web pages. To get closer to conquest of this problem, it is necessary to create "a linguistic foundation to extract requirements from a sentence" without conducting methodological study hastily. This paper, toward creation of such a linguistic foundation, has given the following:

- (1) A definition of the concept of requirement at sentence level.
- (2) Linguistic knowledge which is necessary to judge whether a given sentence expresses a requirement.

1. はじめに

WWW上の日本語ウェブページは諸種の物事（例えば、マンション、PC、学習塾、耐震強度、薬害、いじめ）に関わる情報を多数発信している。それらの情報のなかには諸種の物事に対する要求も含まれている。一般にあらゆる産業において、要求は既存の物事の改善、新しい物事の発案にとって重要な契機となることから、要求を把握することは非常に重要な活動として位置づけることができる。要求を把握するための情報源のひとつとして、大規模で電子的な情報資源であるWWWは貴重である。特に、ある物の利用者や、ある事への関係者を特定できず、その利用者や関係者から直接的に要求を聞くことができない状況では、要求の情報源としてのWWWの貴重性はますます高くなる。要求の情報源としてWWWを利用するためには、手動/半自動/自動を問わず、日本語ウェブページからの要求抽出、より正確に言えば、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出が重要な課題になる。

要求抽出に関連する技術研究として、金山ら[1]は文集合から要望表現（要望を表現する文）を自動抽出する技術を研究し、社内システムに関するアンケート調査から得られた回答文を利用して要望表現抽出の評価実験を行なっている。ただし、抽出対象としている要望表現の中心的概念である要望という概念の定義は与えられていない。

文からの要求抽出に関連する手法研究として、内山ら[2]は道路計画に関するアンケートにおける回答文を対象にして、要求文（要求を表現する文）の認定手法を提案している。ある回答文が「～してほしい」という形の文に言い換え可能のとき、それを要求文であると判定するというのが彼らの認定手法である。その上で彼らは、要求文を「～について、～してほしい」の形の文に言い換えることによって要求を抽出する手法を提案している。しかしながら、そもそも要求とは何かが明確にされていない。

道路計画に関する自由回答アンケートにおける回答文を対象にして、内山ら[2]と同様の言い換えによる要求文の認定手法を利用した研究が他にも報告されている[3][4]。これらの研究でも、要求概念の定義は与えられていない。これらの研究では要求の抽出手法には言及していない。もっぱら要求文の認定手法について、「客観性」、「再現性」および「有効性」の検証を試みている。

これまで行われてきた要求抽出に関する方法論研究（手法や技術の研究）[1][2][3][4]では、共通して、要求の概念規定が示されていない。そのため、まずは要求とは何であるかが曖昧である。これに起因して、所与の文について、文中の何を要求抽出の対象とするのが曖昧であり、要求文か否かの判別にも曖昧さが残る。要求抽出に関する研究を行うにあたって、その大前提として、そのような曖昧さを極力残さないために、要求の概念規定を明示しておくことは非常に重要なことであると考えられる。さらに、

[†] 東京理科大学
Tokyo University of Science

要求抽出に関するこれまでの研究では、アンケート調査における回答文を対象にしてきた。この種の回答文は、ウェブページに記述されている文に比べれば、書き手の多様性、主題の多様性、主観性－客観性という対立における多様性、書き言葉－話し言葉という対立における多様性など、諸点について文の多様性が小さい。

要求抽出に関する研究のこのような状況から、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出を課題とする研究は、萌芽期にあると言える。研究の萌芽期にあって当該課題の克服に近づくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、「文から要求を抽出するための言語学的基礎論」、言い換えれば「文から要求を抽出するための基礎となる言語学的知識の体系」を整えていく必要がある。そのような言語学的基礎論を整えていく研究の一環として、本論文では以下の(1)と(2)を与えることを目的とする。

(1)文レベルでの要求概念の定義。

(2)所与の文が要求を表現しているか否かを判別するために必要な言語学的知識。

上記(1)は、文からの要求抽出のための言語学的基礎論を整えていくにあたり、その出発点として必須である。前述の通り、要求抽出に関するこれまでの研究では、要求概念の定義は示されていない。上記(2)は、所与の文が要求を表現しているか否かを判別する手法や技術とは異なり、要求抽出に関するこれまでの研究では明らかにされていない。なお、上記(2)は単文と複文の主節に関するものである。複文における諸種の「接続節」[5]における要求表現の可否や、要求を表現し得る接続節はどのような場合に要求を表現するのかについては別途詳細な検討が必要であり、今後の課題である。

2. 要求概念の定義

本節では、益岡[6]の日本語モダリティ論を概観しつつ、文レベルで要求とは何かについて独自に考察し、要求概念の定義を与える。

2.1 文における事態と話し手の態度

益岡[6]によれば、文は意味的には事態（広義の出来事）を表す領域と話し手（表現者）の態度（事態の捉え方、文の述べ方）を表す領域からなる。文における事態と話し手の態度を具体的に理解するために、以下の文例[6]を見てみよう[a]。

文例 1：ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだよ。

本文例においては、「昨夜激しく雪が降った」が事態を表す領域であり、「ねえ、どうやら一ようだよ」が話し手の態度を表す領域である[6]。確かに「昨夜激しく雪が降った」は出来事を表しており、事態を表す意味領域であると認められる。話し手の「ねえ一よ」という表現は文の述べ方を表しており、「どうやら一ようだよ」という表現は事

態の捉え方を表しており、結果として「ねえ、どうやら一ようだよ」が話し手の態度を表す意味領域であると認められる。本文例を通じて、話し手の態度のうち「文の述べ方」は聞き手に対する話し手の心的態度であり、「事態の捉え方」は事態に対する話し手の心的態度であるとも理解できる。

2.2 要求概念の考察

益岡[6]は日本語文には事態の望ましさを表す表現を含むものがあることを認めている。例えば以下の文例[6]を見てみよう。

文例 1：両氏が交代する場合は、「挙党態勢」構築を目指し、規模の大きい橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、…

本文例においては、引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態を、当該事態を捉える当事者が「望ましい」とする表現が含まれている。通常、文に描かれている事態を捉える当事者は、当該文の話し手である。しかしながら、本文例のように引用によって表現される事態については、文の話し手以外が当該事態を捉える当事者になることがある。本文例では、当該事態を捉える当事者は、文の話し手ではなく、「首相に近い党幹部」である。

また本文例においては、引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態が時間軸上で最初に発話された時点（以下、「**事態の発話時**」と呼ぶ）は、「両氏が交代する場合は、……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい」と「首相に近い党幹部」が発言した時点であり、当該文の発話時より前である。このような場合、当該事態の望ましさを判断する基準時は、当該事態の発話時とするのが適当である。つまり、当該事態の発話時に遡って、当該事態の望ましさを判断するのが適当である。なぜならば、そうすることによって、本文例における「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態を、「首相に近い党幹部」にとって「望ましい」事態として文面通りに読み取ることができるからである。引用によって表現される事態の望ましさについて、こうした読み取りは極めて自然であると考えられる。

一方、「ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだよ。」(2.1節の文例 1) という文では、「昨夜激しく雪が降った」という事態は引用によって表現されたものではなく、当該事態が時間軸上で最初に発話された時点は、当該文の発話時である。このように、文中で引用によって表現されていない事態については、当該事態の発話時と当該文の発話時とは同じである。このような場合、当該事態の望ましさを判断する基準時は、当該文の発話時であっても、当該事態の発話時であってもよい。

以上のことから、文中で引用によって表現されている事態と、そうでない事態との双方を統一的に扱えるようにするためには、事態の望ましさを判断する基準時を、事態の発話時にするのが適当であると言える。本論文では文の発話時よりも事態の発話時の方が重要な概念であり、これ以降、単に「発話時」と表現する場合、それは事態

a) 本論文では、文献から引用した文例については参考文献を明記する。参考文献を明示していない文例は、自作の文例である。

の発話時を意味するものとする。

以下では、文に描かれている事態のうち、ある当事者にとって望ましい事態が要求抽出の対象候補になるという立場にたつて、発話時にどんな条件を満たす事態が要求と見なせるかについて考察する。

所与の文に描かれている事態は、発話時に当該事態を捉える当事者にとって望ましいものであり未実現であれば、当該当事者にとって実現が望まれる事態である。ここで、当該当事者にとって望ましい事態が必ずしも未実現の事態であるとは限らないことに注意を要する。例えば「君が募金活動に協力したのは望ましいことだ。」という文では、「君が募金活動に協力した」という事態を、当該事態を捉える当事者(この場合、話し手)が望ましいものとして捉えている。しかしながら、当該事態は過去の事態であり未実現ではあり得ない。

所与の文に描かれている事態が発話時に当該事態を捉える当事者にとって望ましい未実現のものであれば、当該事態は、実現が望まれている事態であることから、当該当事者の要求と見なせる可能性が高い。しかしながら、当該事態を実現する主体が存在しない場合、そのような事態を要求と見なすことは適当とは思われない。当該事態が要求と見なせるためには、それを實現する主体(以下、「事態の實現主体」と呼ぶ)の存在が不可欠であると考ええる。

ただし、事態の實現主体が存在すればよいというわけではない。以下の文例[6]を見てみよう。

文例2: 早く涼しくなればいいなあ。

本文例に描かれている事態は「早く涼しくなる」であり、当該事態を捉える当事者は話し手である。話し手の態度(事態の捉え方+文の述べ方)を表す「ればいいなあ(ればいい+なあ)の「ればいい」から、当該事態は話し手にとって望ましいものであり未実現であると理解できる。そして、当該事態の實現主体として自然を認めることができる。しかしながら、自然は意志を持たない。このような場合、当該事態を要求と見なすことは適当とは思われない。所与の文に描かれている事態が発話時に当該事態を捉える当事者にとって望ましい未実現の事態である場合、当該事態が要求と見なせるためには、その實現主体として意志を持つ主体(個人、集団、組織など)が存在することが必要であると考ええる。

益岡[6]によれば、事態の望ましさを表す「望ましい」、「願わしい」、「好ましい」などの語彙的表現に対し、事態の望ましさを表す文法的な表現形式がある。それらを以下に示す。上記文例2における「ればいい」という表現が事態の望ましさを表すものであることが、下記の(2)から理解できよう。

(1)べきだ。

(2)「よい」、「いけない」を中核要素として含む形式: {れば/ほうが/ても/なく

ても} よい[b], {なければ/ては} いけない, {なければ/ては} ならない。

(3)「形式名詞[c]+だ」で表される形式: {の/こと/もの} だ。

(4)ざるをえない、しかない。

ここで、上記(2)で列挙した事態の望ましさを表す表現形式である「てもよい」の特殊性を明らかにするために、以下の文例[6]を見てみよう。

文例3: あなたから伝えてもらってもよい。

本文例に描かれている事態は、「あなたから伝えてもらう」であり、当該事態を捉える当事者は話し手である。話し手は当該事態を望ましいものとして捉えている。また、当該事態は話し手にとって未実現であり、さらに当該事態の實現主体として、意志を持つ聞き手の存在も認められる。しかしながら、本文例は当該事態の實現を聞き手に「求めている」ことを意味するものではなく、聞き手に「許可する」ことを意味している。このことは、表現形式「なくてもよい」についても当てはまる。話し手が實現を「許可する」事態を積極的に要求と見なすことは適当とは思われない。所与の文に描かれている事態が発話時に当該事態を捉える当事者にとって望ましい未実現の事態であり、その實現主体として意志を持つ主体が存在する場合、当該事態が要求と見なせるためには、当該当事者が当該事態の實現を当該實現主体に「求めている」ことが必要であると考ええる。

2.3 要求とは

前節の考察に基づき、本論文では文レベルで、要求という概念を以下のように定義する。その上で、要求を表現する文を**要求文**と呼ぶことにする。本定義は、文中の何を要求抽出の対象とするのかを明らかにしているという点で意義がある。

《要求概念の定義》

要求とは、文に描かれている事態のうち、発話時に以下の条件を満たす事態である。

条件1: 当該事態は、それを捉える当事者にとって望ましい事態である。

条件2: 当該事態は、当該当事者にとって未実現である。

条件3: 当該事態の實現主体として、個人、集団、組織など、意志を持つ主体が存在する。

条件4: 当該当事者は、当該事態の實現を、当該事態の實現主体に求めている。

本定義において「発話時」は事態の発話時を意味することを改めて注意しておきたい[d]。文中で事態が引用によって表現されていなければ、当該事態の発話時は当該文

b) 以下、{文字列1/・・・/文字列N}の表記は文字列1～文字列Nのどれかひとつを意味する。また、この表記においてφは空文字列を意味するものとする。

c) 「の」、「こと」、「もの」のように、名詞の性質を持ちながら意味的に希薄で、修飾要素なしでは使えない名詞が「形式名詞」である[5]。

d) 文献[9]では要求概念の定義を示す際に「発話時」について特に注意をしていない。2.2節の前半で述べた理由から、「発話時」は「事態の発話時」を指すとするのが適当である。

の発話時と同じである。したがって、上記の条件が当該文の発話時に成立すれば、当該事態は要求と判別できる。一方、文中で事態が引用によって表現されている場合には、事態の発話時が文の発話時と同じであるとは限らない。この場合、当該事態が要求であるためには、当該事態の発話時に上記の条件が成立する必要がある。

本定義は条件4で「求めている」という用語を使っており、これが「要求している」という用語と意味的に類似する場合があることから、再帰的定義であるように思われるかもしれない。しかしながら、再帰的定義は概念Xを定義するにあたって概念X自身を定義に含むものであり、本定義は再帰的ではない。なお、メタ日本語（日本語のための日本語）がない状況で、ある日本語概念を日本語で定義しようとするれば、日常で使われる日本語を用いざるを得ない。「求めている」という用語は、条件4の文脈において日常で使われる「求めている」という意味で用いている。そのため、本定義に若干の曖昧さが残ることは、避けて通れない。

岡本[7]は「依頼、勧め、命令など、話し手が聞き手に特定の行動をするようにし向けることを行動指示と呼ぶ。要求はその一部だが、……話し手が利益を得ることを意図する場合全体を指すことにする。……」なお、要求の言語行動は、単に要求内容を述べるだけでなく……。」とし、「要求する」という話し手の「言語行動」（以下、「要求行動」と呼ぶ）に重点を置いた要求概念を規定している。これに対して本論文は、彼の用語を借用すれば、「要求していること」という「要求内容」に重点を置いた要求概念を定義している。要求抽出という観点からすると、「要求内容」を抽出対象とするのが自然であり、本論文における要求概念の方が適当であると考えられる。

要求行動と要求内容は密接に関連しており、これらを分離することは難しい。その理由のひとつは、一般に、要求行動を伴わずに話し手が要求内容（要求としての事態）を表現することが難しいからである。言い換えれば、ある事態を述べただけで、当該事態を話し手の要求として伝えることが難しいからである。別の理由は、例えば「要求する。」という要求行動だけでは、要求内容が不明であり、要求行動そのものに意味があるとは考えられないからである。

文のなかには「うん、望ましい。」とか「必要だ！」というように、話し手の態度のみを表し、事態が描かれていない文もある。このような文は、本論文における要求概念の定義から要求文にはなり得ず、以下では特に断らない限り論外とする。

3. 話し手の態度と要求文

仁田[8]の日本語モダリティ論、益岡ら[5]の日本語文法論において、文の発話時における話し手の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけなど、諸種の態度が認められている[e]。本節では、要求概念の定義に照らして、どの種の態度を帯びる文が要求文

と判別できるかを明らかにする。

3.1 命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度

仁田[8]は話し手の態度として、働きかけ、表出などを挙げ、働きかけ、表出の態度を帯びる文では、そこに描かれている事態は、話し手にとって未実現のものであり実現が望ましい事態であるとしている。話し手にとって実現が望ましい事態は、当然ながら、話し手にとって望ましい事態である。このように、働きかけ、表出の態度を帯びる文に描かれている事態は、要求であるための条件1と条件2を満たす。したがって、働きかけ、表出の態度を帯びる文は、当該事態を実現する意志を持った主体が存在すること（要求であるための条件3）、および話し手が当該事態の実現を求めていること（要求であるための条件4）が明白であれば要求文と判別できる。

仁田[8]によれば、働きかけは、話し手が相手たる聞き手に話し手自らの要求の実現を働きかけ訴えかけるといった態度を表すものである。したがって、働きかけの態度を帯びる文は、そこに描かれている事態を実現する意志を持った主体として聞き手が存在すること、および話し手が当該事態の実現を求めていることが明白であり、要求文と判別できる。

働きかけには、その下位の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけがある。仁田[8]では命令、依頼、禁止という態度の簡潔な説明が見当たらず、これらの簡潔な説明は益岡ら[5]に見ることができる。益岡ら[5]による命令、依頼、禁止の説明と、仁田[8]による誘いかけの説明を以下に示す。また同時に、仁田[8]を参考にして、各態度を表す代表的な表現形式も併記する。

(1)命令：相手が意志的に制御できる動作を、相手に強制する。命令には、動作の実現を命令する場合と、ある事態が実現するように努力することを命令する場合がある。代表的な表現形式として、「～しろ」、「～やれ」がある。

(2)依頼：相手の意志を尊重して、相手にある動作をするよう頼む。相手の意志を尊重する点で命令より丁寧である。代表的な表現形式として、「～してくれ」、「～やってくれ」がある。

(3)禁止：相手にある動作をしないこと、あるいは、ある事態が生じないように努力することを命令する。代表的な表現形式として、「～するな」、「～やるな」がある。

(4)誘いかけ：聞き手に、話し手と同様の行動をとるように要求する。代表的な表現形式として、「～しよう」がある。

話し手の態度として、このような命令、依頼、禁止、誘いかけの態度を帯びる文は、働きかけの態度を帯びる文の一種であるので、要求文と判別できる。

一方、仁田[8]によれば、表出の下位の態度として意志、希望、願望が存在する。仁

e) 「文は意味的には事態を表す領域と話し手の態度を表す領域からなる」という文の見方にたって仁田[8]、

益岡ら[5]における文例を見る限り、引用を内包する形で事態が表現されている文はあっても、引用によって事態が表現されている文は見当たらないので、文の発話時は事態の発話時でもあったと考えてよい。

田[8]には意志という態度の説明が見当たらない。益岡ら[5]によれば、意志の態度を帯びる文は、「じゃ、私は先に行きます。」のように、話し手がある動作を行う意志を相手に告げる文である。このような文は、事態の実現を相手に求めているわけではないので、要求文ではない。

希望の態度は以下のように説明できる[8]。

(5)希望：話し手自身に関わる事態の実現を希望する、あるいは他者がある事態を実現することを希望する。代表的な表現形式には、「～したい」、「～してほしい」、「～してもらいたい」がある。

この説明から、希望の態度を帯びる文は、そこに描かれている事態を実現する意志を持った主体として話し手あるいは話し手以外の他者が存在することが明白である。また「希望する」は「(事態の実現を) 願望望む」の意を表す言い方であり、当該事態の実現を求めていることが明白である。したがって、希望の態度を帯びる文は要求文と判別できる。

ここで、話し手の希望の態度を表す表現形式のひとつである「～したい」を伴う以下の文例を見てみよう。

文例 1: この避難所にはロッカーは無いのだけれども、知らない人が沢山いるので、盗まれないように鍵つきの何かに自分の荷物を入れておきたい。

本文例に描かれている事態のうち、主節に描かれている「鍵つきの何かに自分の荷物を入れておく」という事態に着目する。当該事態は、本論文で定義した要求概念の条件を満たすので、本論文では要求として認められる。ただし、当該要求の実現主体は話し手であり、本文例は話し手から話し手自身への要求行動を表すものである。

これに対し、このような話し手自身への要求行動に伴って表される要求は、要求として認めない方がよいという考えもある。しかしながら、文例 1 が表現する「鍵つきの何かに自分の荷物を入れておく」という要求は、話し手あるいは話し手以外の他者が、当該要求を実現するための手段として、避難所で使える新しい「鍵つきの何か」を提案する契機を与える可能性を持っている。話し手自身への要求行動に伴って表される要求は、すべてがそうであるとは限らないが、そのような可能性を持っていることから、本論文では要求として認める立場をとっている。

仁田[8]によれば、願望の態度を帯びる文では、話し手の事態成就への願いが表現されるが、事態を実現する自己制御性を持った主体の存在が認められない。ここで、自己制御性とは「動きの主体が、動きの発生・遂行・達成を自分の意志でもって制御することができる、といった性質である」[8]。このように、願望の態度を帯びる文では事態を実現する意志を持った主体の存在が認められないことから、当該文は要求文ではない。なお、2.2 節で文例 2 として示した「早く涼しくなればいいなあ。」という文は願望の態度を帯びるものである。

参考のため、命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を帯びる文例[8]を以下に示

す。

文例 2 (命令)：つまらん心配はしないで早く行け。

文例 3 (依頼)：あなたは早く帰ってきてちょうだい。

文例 4 (禁止)：そういうことに、やたら興味を持つな。

文例 5 (誘いかけ)：やりましょう、松田さん、熊谷さん。

文例 6 (希望)：千葉へいってもらいたい。

これらは要求文である。そして、これらの各文例において要求であると判別できる事態(言い換えれば、**要求に相当する事態**)は、それぞれ「(聞き手が) 早く行く」、「あなたが早く帰ってくる」、「(聞き手が) そういうことに、やたら興味を持たない」、「松田さん、熊谷さんがやる」、「(聞き手が) 千葉へ行く」である。したがって、各文例からは、これらの事態を要求として抽出することができる。

本論文では要求文からの要求抽出の方法は守備範囲外としており、これについては別途詳細な検討が必要であると考えている。しかしながら、要求文について最低限、要求に相当する事態を明示することは、本論文が要求抽出と密接に関わっているということを示す上で重要であると考えられる。そのため、要求文については要求に相当する事態をできるだけ明示することにする。

3.2 当為の態度

益岡ら[5]は、文が帯びる態度のひとつとして、以下のような当為を認めている。

当為：ある事態が望ましいとか、必要だ、というように事態の当否を述べる。代表的な表現形式には、「べき {だ/ではない}」、「なければならぬ」、「{なくては/ないと} いけない」、「ほうがいい」、「もの {だ/ではない}」、「ことだ」、「の {だ/ではない}」がある。

当為の態度を表す表現形式は、益岡[6]が事態の望ましさを表す表現形式として挙げているものの一部と類似している。この点と、当為の態度の説明とから、当為の態度を帯びる文は事態の望ましさを表現すると考えてよい。ここでは、このような当為の態度を帯びる文が要求文であると判別できるかどうかを考察する。

まず、以下の文例[5]を見てみよう。

文例 1：日本は早急に貿易黒字を減らすべきだ。

文例 2：明日の朝は 6 時に起きないといけない。

文例 3：君は積極的になったほうがいい。

文例 4：早く行くんだ！

文例 1 について考察してみよう。本文例に描かれている事態は「日本が早急に貿易黒字を減らす」であり、当該事態を捉える当事者は話し手である。話し手は、「べきだ」によって当該事態を望ましいものとして捉えている。また、当該事態は話し手にとって未実現であり、さらに当該事態の実現主体として意志を持つ日本の存在が認められる。その上で、本文例は「日本は早急に貿易黒字を減らすことが望ましい。」あるいは

「日本が早急に貿易黒字を減らすことを望む。」と読み取れるので、話し手は当該事態の実現を求めていると言える。したがって、本文例は要求文であると判別するのが適当である。この場合、要求に相当する事態は「日本が早急に貿易黒字を減らす」である。

文例2～文例4についても同様に考えることができる。文例2～文例4については、それぞれ「(話し手が)明日の朝は6時に起きる」、「君が積極的になる」、「(聞き手が)早く行く」という事態が、要求に相当する事態である。

一方、益岡[6]と益岡ら[5]によれば、当為の態度を表す表現形式が「～た」の形(つまりタ形)をとる場合がある。以下の文例5[6]と文例6[5]を見てみよう。

文例5: 本当のことを言えばよかった。

文例6: 君は、あの時彼と別れるべきだった。

文例5からは、「(話し手が)本当のことを言う」という事態が過去において実現しなかったという含意が認められる[6]。また本文例は、過去において「(話し手が)本当のことを言う」という事態の実現が望ましかった、という意味を表している。この場合、「(話し手が)本当のことを言う」という過去において未実現で望ましい事態が、発話時まで未実現で望ましい事態として継続しているかどうか疑問として残る。これについては、本文例から判断することはできず不明である。発話時において未実現性と望ましが不明な事態は、要求であるための条件を満たしていないので要求にはなり得ず、本文例は要求文ではない。

文例6は、「君があの時彼と別れる」という事態が過去(「あの時」という特定の過去)において未実現であり、過去(「あの時」という特定の過去)において当該事態の実現が望ましかった、という意味を表している。明らかに、当該事態は発話時においても未実現である。しかしながら、本文例によって、話し手が「君があの時彼と別れることが望ましかった」という意味を表すことはできても、「君があの時彼と別れることが望ましい」という意味を表すことはできない。したがって、本文例に描かれている事態は、発話時に話し手にとって、未実現ではあるが、望ましいものであると理解することはできない。このことは、本文例に描かれている事態が要求にはなり得ず、本文例が要求文ではないことを意味する。

上記の考察から、当為の態度を帯びる文は必ずしも要求文であるとは限らないことが分った。文例1～文例4で示したように当為の態度を表す表現形式が述語の基本形をとる場合には要求文であると判別できるが、文例5と文例6で示したように当為の態度を表す表現形式がタ形をとる場合には要求文ではない。そこで、当為の態度を次のように区分けする。

(a)当為(要求): 表現形式として「～べきだ」、「～なければならない」のような述語の基本形をとって表される当為の態度を、当為(要求)と呼ぶ。

(b)当為(非要求): 表現形式として「～べきだった」、「～なければならなかった」

のようなタ形をとって表される当為の態度を、当為(非要求)と呼ぶ。

3.3 話し手の要求の態度

要求概念の定義に照らして、話し手の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為(要求)の態度を発話時に帯びる文は要求文であると判別するのが適当であることが明らかになった。本論文では、これらの態度を総じて「話し手の要求の態度」と呼ぶ[f]。話し手の要求の態度という言語学的知識は、所与の文が話し手の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別するために必要な、ひとつのまとまった知識である。ただし現段階では、この知識を確実に適用できるのは、単文と、複文の主節である。

話し手の要求の態度を明らかにする作業は、要求概念の定義と話し手の態度に関する説明があつてはじめて可能になる。要求とは何かが不明であり、話し手の態度に関する説明がない状況では、例えば「希望の態度を帯びる文は要求を表現する」と主張したくとも、希望の態度が意味することと要求が意味することを照らし合わせることはできない。結果として、要求と希望の態度を関連付けることができず、希望の態度を話し手の要求の態度として認めることができない。このように、本論文で明らかにした話し手の要求の態度は、既知の態度だけから容易に導けるものではなく、既知の態度を単に整理し解説したものでもない。

4. 話し手の要求の態度を表す表現

4.1 文法的な表現形式

話し手の要求の態度として認め得る命令、依頼などについては、それぞれの態度を表す文法的な表現形式が知られている。こうした表現形式は、所与の文が話し手の要求の態度を帯びるか否かを判別する上で具体的な手がかりとなり、具体的な言語学的知識として有用である。大森[9]は、主として益岡ら[5]を参考にし、仁田[8]と益岡[6]によって補足しながら、話し手の要求の態度を表す表現形式を整理しているので参考にされたい。

4.2 語彙的表現

益岡[6]は事態の望ましさを表す表現として、「望ましい」、「願わしい」、「好ましい」などの語彙的表現を挙げている。また仁田[8]は、「働きかけ」といった言語活動をその語彙的意義として有する動詞(たとえば「命ズル、願ウ、頼ム」など)が文末に来ることによって、<働きかけ>の文を形成しているものがある。」と指摘している。そして、例えば「お前たち、罰として校長室の掃除を命ずる。」を文例として挙げ、これはおおよそ「掃除シロ。」に近い意味を表しているとしている。

f) 文献[9]では「希望非断定」と「当為非断定」という態度を導入し、これらを要求の態度として認めているが、その後の検討によって、それは適当ではないとの結論に至ったので、この場を借りて訂正する。

上記のことを踏まえると、話し手の要求の態度を表す表現として、文法的な表現形式だけではなく語彙的表現も具体的な言語学的知識として役に立つ。しかしながら、話し手の要求の態度を表す語彙的表現については体系化が進んでいない。大森[9]は話し手の要求の態度を表すと考えられる語彙的表現を例示しているので参考にされたい。

5. 他者の態度と要求文

5.1 引用なしで他者の要求を表現する要求文

引用の形式を用いて、他者が発話した他者の要求を表す文を、話し手が代弁したり、伝達したりすることがある。例えば2.2節で示した文例1においては、「首相に近い党幹部」が発話した「首相に近い党幹部」の「……橋本派や藤藤・亀井派からの後任起用が望ましい」という要求を表す文を、引用の形式を取って伝えている。このような引用の形式を用いて他者の要求を表現するのは、極めて自然であり、しばしば行われることである。

一方、引用の形式を用いないで、他者の要求を話し手が代弁したり、伝達したりする場合もある。引用の形式を用いる場合については別途詳細に考察することとし、本節では、話し手が引用の形式を用いないで他者の要求を表現する文について考察する。まず、話し手が他者の希望を表現する文例を見てみよう。

文例1：山田君はアメリカの大学へ進学したがっている。

本文例では、話し手は「山田君がアメリカの大学へ進学したがっている」という文全体を事態（心理的な事態）として捉えている。話し手の態度を表す表現は明示的ではないが、本文例は話し手の態度として、話し手が真であると信じていることを相手に知らせるといった確言の態度[5]を帯びている。このことは、当該事態（つまり文例1そのもの）は、話し手が知り得た**既定の事態**であることを意味している。したがって、当該事態の内容は文字通りに理解すればよい。

ここで、本文例中の「山田君がアメリカの大学へ進学する」という事態に着目する。本事態を捉える当事者は「山田君」である。そして、文末の「(進学し) たがっている」(「(進学し) たいと思っている」の意) という表現は、「山田君」が本事態の実現を自身に対して希望していることを意味する。このことから、「山田君」にとって本事態は望ましい未実現のものであり、その実現主体として「山田君」自身が存在し、「山田君」が自身に対して本事態の実現を求めていることが分かる。したがって、本文例は「山田君」の要求を表現しており、要求文である。この場合、要求に相当する事態は「山田君がアメリカの大学へ進学する {山田君} [g]」である。

同様に、以下の文例も他者の希望を表現しており、要求文である。

g) これまで要求文については、要求に相当する事態のみを明示してきた。話し手が他者の要求を表現する要求文については、括弧記号“{”と“}”で囲んで、要求の発信者を明示することとする。

文例2：親父は私に商社へ就職して {ほしがっている／もらいたがっている}。

本文例では、要求に相当する事態は「私（話し手）が商社へ就職する {親父}」である。

上記の文例1と文例2は、話し手の態度として確言の態度を帯びる文である。したがって、話し手が知り得た既定の事態を表している。一方で、他者の希望を表現しており、他者の態度として希望の態度を帯びる文である。上記の考察から、話し手が知り得た既定の事態を表し、他者の態度として希望の態度を帯びる文は、要求文であると判別できることが分かった。

以下の文例は、一見して話し手が他者の希望を表現しているように見えるが、そうではない。なぜならば、話し手が捉えている「山田君がアメリカの大学へ進学したい」という事態が**真偽未定の事態**であるからである[h]。

文例3：山田君はアメリカの大学へ進学したいそうだ。

他者の希望だけでなく、話し手は、以下のように語彙的表現を用いて、他者の様々な要求を表現することができる。

文例4：社長は鈴木部長に米国勤務を命じている。

文例5：校長先生は3年1組の女子児童に廊下の掃除を頼んでいる。

文例6：大学は学生の無断宿泊を禁じている。

文例7：母は父を温泉旅行に誘っている。

文例8：山田君はアメリカの大学への進学を希望している。

各文例で話し手が捉えている事態は、各文例における文そのものである。これらの文例では、話し手の態度を表す表現は明示的ではないが、それぞれ話し手の態度として、確言の態度を帯びている。したがって、各文例は話し手が知り得た既定の事態を表しており、各事態の内容を文字通りに理解すればよい。

文字通りに理解すれば、これらの文例は、それぞれ他者の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を帯び、他者の要求を表現する要求文である。各文例における要求に相当する事態は、それぞれ「鈴木部長が米国で勤務する {社長}」、「3年1組の女子児童が廊下を掃除する {校長先生}」、「学生が無断で宿泊しない {大学}」、「父が温泉旅行に行く {母}」、「山田君がアメリカの大学へ進学する {山田君}」である[i]。なお、引用の形式を用いないで、他者の態度として当為（要求）の態度を帯びる文は考えにくい。

h) 文例3は話し手の態度として、伝聞の態度[5]を帯びている。仁田[8]は伝聞の中で使われる「タイ」は第三者の希望といった心的態度を表すとしている。本論文では、そうした心的態度の真偽にまで踏み込んでいる。第三者の心的態度の真偽が、描かれている事態に第三者の要求が表現されていると判別できるかどうかを左右するからである。

i) 例えば文例4の場合、要求に相当する事態を「鈴木部長の米国勤務」と表現する方法がある。一方で、このような名詞相当表現ではなく、文の形式で表現する方法もある。どちらの表現方法を用いるかは自由である。ここでは後者の表現方法もあることを示すために、文形式で事態を表現した。

先に言及した岡本[7]による要求概念の既定では要求行動を取る主体を「話し手」に限定し、要求内容の実現主体を「聞き手」に限定している。本論文の要求概念の定義においては、こうした限定はない。そのため、上記のように、話し手が表現する他者の要求も要求抽出の視野に入れることができる。

5.2 他者の要求の態度

前節の考察から、文が引用の形式を取らないで話し手にとって既定の事態を表し、発話時に他者の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を帯びる場合には、当該文は他者の要求を表しており、要求文と判別できる。本論文では、引用の形式を用いることなく、話し手にとって既定の事態のなかに埋め込まれた他者の命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を、総じて「他者の要求の態度」と呼ぶ[j]。他者の要求の態度という言語学的知識は、所与の文が他者の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別するために必要な、ひとつのまとまった知識である。ただし現段階では、この知識を確実に適用できるのは、単文と、複文の主節である。

他者の要求の態度を表す文法的な表現形式や語彙的表現については体系化が進んでいない。その理由は、日本語モダリティ論が話し手の心的態度を中心に展開されてきたことによる。ここでは、他者の要求の態度を表すと考えられる表現形式あるいは語彙的表現を例示するにとどめる。この種の表現を収集し整理することは今後の課題としたい。

(1)命令：命じている、指示している、課している。

(2)依頼：頼んでいる、要請している。

(3)禁止：禁じている、許さない。

(4)誘いかけ：誘っている、持ちかけている。

(5)希望：「～したがる」、「～したがっている」、「～してほしいがる」、「～してほしいがっている」、「～してもらいたがる」、「～してもらいたがっている」、望んでいる、願っている。

なお、「山田君は社長に賃上げを{要求している/求めている}。」という文における「要求している」、「求めている」といった語彙的表現は具体的にどの態度を表出するのは分からないが、他者の要求の態度を表す語彙的表現として認めることができる。

6. おわりに

本論文では、要求とは何かについて考察し、文レベルで要求概念を定義した。本定

義は、文中の何を要求抽出の対象と捉えるかを明らかにしているという点で意義がある。また、文中からは要求内容（要求としての事態）を抽出するのが自然であり、要求行動に重点を置いた要求の概念規定[7]に比べて、本定義は要求内容に重点を置いており、要求抽出の観点からは、より適当な概念規定であると言える。さらに言えば、本定義によって話し手が表現する他者の要求も要求抽出の視野に入れることができるという点は、本定義の有用性を示す一面と考える。

本論文では、所与の文が要求文であるか否かを判別するために必要な、ひとつのまとまった言語学的知識として話し手/他者の要求の態度を明らかにした。話し手/他者の要求の態度という言語学的知識は、要求概念の定義に沿って明らかにしたものであり、これによって所与の文が話し手の要求を表現する要求文であるか否か、あるいは他者の要求を表現する要求文であるか否かを、要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようになるという意味で、有用である。ただし現状では、この知識を確実に適用できるのは、単文と、複文の主節である。接続節については別途詳細な検討が必要であり、今後の課題である。

また本論文では、要求文としての文例については、要求に相当する事態をできるだけ明示した。これによって、本論文が要求抽出と密接に関わっていることを示せたと考える。

以上により、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出という課題の克服に向けて、確実に一歩前進したと言える。

参考文献

- 1) 金山博, 那須川哲哉: 要望表現の抽出と整理, 言語処理学会第11回年次大会論文集, pp.660~663 (2005).
- 2) 内山将夫, 大塚裕子, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求内容の分析, 言語処理学会第10回年次大会論文集, pp.424~427 (2004).
- 3) 乾裕子, 内山将夫, 井佐原均: 言い換えによる自由記述アンケート回答の要求意図判定基準の作成および検証, 言語処理学会第9回年次大会論文集, pp.230~233 (2003).
- 4) 大塚裕子, 内山将夫, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求意図判定基準, 自然言語処理, Vol.11, No.2, pp.21~66 (2004).
- 5) 益岡隆志, 田窪行則: 基礎日本語文法一改訂版一, くろしお出版 (1992).
- 6) 益岡隆志: 日本語モダリティ探求, くろしお出版 (2007).
- 7) 岡本真一郎: ことばの社会心理学[第3版], ナカニシヤ出版 (2006).
- 8) 仁田義雄: 日本語のモダリティと人称, ひつじ書房 (1991).
- 9) 大森晃: 要求抽出のための言語学的基礎論: 要求概念の定義, および要求の態度, FIT2009 講演論文集第2分冊, pp.167-174 (2009)

j) 文献[9]では話し手の要求の態度に言及した。その後の検討により、他者の要求の態度が認められることが分かったので、本論文ではそれにも言及している。